

岩手県道路情報システム保守点検業務 契約書 (案)

- 1 委託業務名 岩手県道路情報システム保守点検業務
- 2 履行場所 一般国道 106 号ほか盛岡市内丸地内ほか
- 3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から  
令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 委託料 金 円  
(内、取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

岩手県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、上記業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、この契約に定めるもののほか、業務委託設計書及び仕様書に従い誠実に実施するものとする。

(実施計画書)

第 2 条 乙は、委託業務に係る実施計画書 (様式第 1 号) を作成し、この契約締結後 5 日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の実施計画書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不相当と認めたときは、乙と協議するものとする。

(監督職員)

第 3 条 甲は、監督職員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(主任技術者)

第 4 条 乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後 5 日以内に主任技術者通知書 (様式第 2 号) により甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(指示、調査)

第5条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは乙に報告を求めることができる。

(権利義務等の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

(業務内容の変更、中止等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

3 発注者は、第1項の規定により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者、受注者協議して定める。

(完了報告及び完了確認等)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに成果品を添えて完了報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 甲は、前項の検査によって委託業務の完了を確認したときは、直ちに、成果品の引渡しを受けなければならない。

(契約適合の措置)

第10条 甲は、前条第1項の規定による書類を受領した場合において、委託業務の実施の状況が

この契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

#### (履行期限の延長)

第11条 乙は、天災等その責めに帰することができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して定める。

#### (損害の負担)

第12条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

#### (委託料の支払)

第13条 乙は、第9条第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、請求書（様式第4号）により甲に委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下、「約定期間」という。）以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲が、その責めに帰すべき理由により第9条第2項に規定する期間内に同項の検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間を超えるとときは、約定期間は、遅延日数が約定期間を超えた日において満了したものとみなす。

#### (前金払)

第14条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に準じ、保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託料の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 乙は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 業務内容の変更その他の理由により、著しく委託料を増額したときは、増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減

額後の委託料の10分の4を超えるときは、乙は、その減額があった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲、乙協議して返還額を定める。

- 6 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、年\_\_パーセント※注1の割合で計算した額の延滞金の支払いを請求することができる。

(部分払)

第15条 乙は、委託業務の完了前に、出来形部分並びに施工現場に搬入済の施工材料及び製造工場等にある工場製品に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は施工現場に搬入済の施工材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払を請求できる回数は、委託料額に応じ、次の各号に掲げる回数を限度とする。

(1) 委託料額が1,000千円未満の場合

1回

(2) 委託料額が1,000千円以上5,000千円未満の場合

2回

(3) 委託料額が5,000千円以上の場合

3回

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託料相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が第5項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の委託料相当額 × (9/10 - 前払金額 / 委託料額)

- 7 第4項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第16条 成果品について、甲が設計図書において委託業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の委託業務

の完了したときについては、第9条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第13条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第13条第2項の規定により請求することができる部分引渡しに係る委託料は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する委託料は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第13条第2項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る委託料} = \text{指定部分に相応する委託料} \times (1 - \text{前払金額} / \text{委託料})$$

#### (乙の違約金)

第17条 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年\_\_パーセント※注2の割合で計算した違約金を徴収することができる。

#### (甲の遅延利息)

第18条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年\_\_パーセント※注1の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

#### (契約不適合責任)

第19条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第5条若しくは第10条第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

#### (甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第 22 条 第 20 条又は第 21 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（契約保証を免除した場合）

第 22 条の 2 第 20 条又は第 21 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（妨害に関する報告と通報）

第 23 条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第 24 条 乙は、第 20 条又は第 21 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第 25 条 乙は、第 24 条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年\_\_パーセント※注1の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(乙の解除権)

第 26 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以下となる時。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が、契約に違反したため委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第 8 条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(乙の文書の保存)

第 28 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(データ等の権利の帰属)

第 29 条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した入力資料、システム設計書及びプログラム並びに委託業務の実施により提出された成果報告帳票並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

(データ等の管理)

第 30 条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 31 条 乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 32 条 乙は、甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第 33 条 委託業務に係るデータ等の運搬は、すべて乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(データ等の廃棄)

第 34 条 乙は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄にあたっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(補則)

第 35 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

※注 1 令和 8 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。

※注 2 令和 8 年 4 月 1 日において適用される岩手県会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 117 条第 1 項で規定する違約金の率とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙



様式第2号

令和 年 月 日

岩手県知事様

住所  
受注者  
氏名  
印

## 主任技術者通知書

次のとおり主任技術者を定めましたので、通知します。

委託業務名	業務
履行場所	郡 町 字 地内 市 村
委託金	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日 着手 令和 年 月 日 完了
主任技術者	

(注) 1 経歴書を添付のこと。

様式第3号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所

受注者

氏 名

印

## 完 了 報 告 書

令和 年 月 日 次の業務を完了したので報告します。

委 託 業 務 名	業 務
履 行 場 所	群 町 字 地内 市 村
委 託 金	金 円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 着手 令和 年 月 日 完了

監督職員	令和 年 月 日	確認済	印
------	----------	-----	---

様式第4号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住所  
受注者  
氏名 印

## 請 求 書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	金 円 ( 金)
委 託 業 務 名	業務
履 行 場 所	群 町 字 地内 市 村
委 託 金	金 円

前回までの受領済額の内訳

前払金	円	第2回	円
第1回	円	計	円

振込先 銀行名

(注) 1 請求金額( 銀行 店 預金 口座番号 金)欄には、請求の別を前払金、部分払又は、精算払と表示すること。